第18期船橋市男女共同参画推進委員会第8回会議録

1．開催日　　令和8年10月16日（金）午後2時00分から午後3時45分
2．開催場所　市役所9階 第1会議室
3．出席者　　12名（欠席2名）
4．傍聴者　　3名
5．議題
（1）児童相談所の視察（案）について
（2）第5次船橋市男女共同参画計画について
（3）男女共同参画に関する条例の検討について
（4）令和8年度船橋市男女共同参画社会標語コンクールの審査について（非公開）
（理由）船橋市情報公開条例第7条第1項第2号に係る個人に関する情報を扱うことから、同条例第26条第2号に該当するため。

〈事務局〉
それでは、ただ今より第8回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。
この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。なお、議題（4）につきましては不開示情報が含まれますので非公開となります。
傍聴希望者がおりますので、会場へご案内いたします。
傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴人の守るべきこと」の内容に従って傍聴いただくようにお願いいたします。
では、配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。
事前送付資料として
資料1　男女共同参画社会標語コンクール　応募状況
資料2　男女共同参画社会標語コンクール　応募作品一覧
資料3　男女共同参画社会標語コンクール　過去の受賞作
次に、当日配布資料として
資料4－1　男女共同参画社会標語コンクール　事前審査一覧【合計点順】
資料4－2　男女共同参画社会標語コンクール　事前審査一覧【得票数順】
資料4－3　男女共同参画社会標語コンクール　事前審査一覧【学校別】
資料4－3の後ろに、標語コンクール審査用メモ用紙
資料5　児童相談所の視察（案）概要
資料6　第5次船橋市男女共同参画計画（素案）に対する委員ご意見及び事務局の考え方
資料7　第5次船橋市男女共同参画計画（案）
資料8　第5次船橋市男女共同参画計画（案）概要版
資料9　第5次船橋市男女共同参画計画（案）のパブリック・コメント概要
資料10　男女共同参画に関する条例に関する委員意見

なお、傍聴者には議事（4）に関係する資料1から4及び標語コンクール審査用メモ用紙の配布はありません。
不足等ございませんでしょうか。
よろしければ、以上で配布資料の確認を終わります。
次にマイクの使用方法についてご説明いたします。
ご発言いただく際は、マイク前方にございます四角のボタンを押していただき、ランプが赤になっているかご確認のうえ、お話ください。
なお、終了されましたら、再度ボタンを押していただき、ランプが消えているかご確認いただきますようお願いいたします。
では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき会長の泉様にお願いいたします。
それでは泉会長お願いいたします。

〈泉会長〉
それでは、次第に沿って、会議を進めていきたいと思います。
まず議題（1）児童相談所の視察（案）について事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉
事務局です。
先日、文川委員から「本委員会で児童相談所の視察に行ってみてはいかがでしょうか」とのご提案をいただきました。
ご提案のとおり、船橋市男女共同参画推進委員会にて児童相談所を視察し、児童虐待防止対策、児童虐待相談対応状況、里親支援などの現場体制を確認し、児童相談所に関する知見を深めることは有意義であるため、児童相談所の視察が可能か確認を行っておりました。
この度、児童相談所から「視察についてはお受けさせていただきます。ただし、児童が不安定になるため一時保護所の見学は難しいと考えます。」との回答がありました。
一時保護所の見学はできませんが、児童虐待防止対策、児童虐待相談対応状況、里親支援などの現場体制を確認することは可能な状況となりました。
資料5をご覧ください。
1．視察目的について、第4次船橋市男女共同参画計画では、育児・介護の支援基盤の整備および配偶者等からの暴力の根絶を課題としており、計画内で「家庭児童相談」及び「児童虐待防止に係る啓発」を取り組み事業の一つとしています。
そのような中、令和8年7月に船橋市児童相談所が開設され、新たな組織及び施策として児童虐待相談が開始されました。現在策定作業中の第5次船橋市男女共同参画計画（素案）においても、引き続き、第4次計画同様の課題解決のために、児童虐待相談を取り組み事業の一つとしています。
船橋市男女共同参画推進委員会にて児童相談所を視察し、児童虐待防止対策、児童虐待相

談対応状況、里親支援などの現場体制を確認し、児童相談所に関する知見を深めることにより、船橋市の男女共同参画行政及び第5次船橋市男女共同参画計画の策定について、多角的な意見を述べ、船橋市の男女共同参画社会の形成に資することを目的とします。

2．視察日程は令和8年11月6日の金曜日、10時からで、集合場所及び時間はＪＲ南船橋駅南口出口、階段を降りた1階出口付近に9時40分とします。

3．視察時間は合計1時間を想定しています。内容は挨拶、児童相談所職員による施設概要及び事務概要説明、施設内視察、質疑応答です。

4．視察場所は、児童相談所施設建物内です。なお、一時保護所エリアは除きます。

続いて、施設の概要について説明いたします。船橋市児童相談所基本設計の概要という資料をご覧ください。

資料の1ページと2ページをご覧ください。

施設概要です。住所は船橋市若松2丁目、敷地面積は3,086.21㎡、3階建てで、児童相談所エリアに面接室16室、集団面接室、親子交流スペース、一時保護所エリアに居室、静養室、親子訓練室、心理療法室、学習室、体育室、中庭、屋上広場があります。一時保護所定員は32名となっております。

5ページと6ページをご覧ください。1階の平面図です。1階では面接室などを視察予定です。

7ページと8ページをご覧ください。2階・3階の平面図です。2階については大部分が一時保護所エリアとなります。一時保護所エリアは非公表ですので、詳細の図面はありません。3階については集団面接室や屋上広場などを視察予定です。

視察の案や児童相談所の建物概要は以上となりまして、本日の委員会で視察決定となりましたら、事務局から児童相談所にその旨を伝え、視察受け入れの準備を進めていただくように依頼します。

説明は以上になります。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（1）について説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。なかなかない機会だと思いますのでね。よろしければ皆さんで一緒に行きたいと思います。

視察に関する視察そのものについてのご意見はないということでよろしいですかね。ではご都合のつく方は一緒に訪問できればと思います。

では、児童相談所への視察について、事務局説明の日時で決定するものといたします。

議題（1）の議事については以上で終わります。次に議題（2）第5次船橋市男女共同参画計画について事務局から説明があります。よろしくお願いします。

〈事務局〉

7月17日に開催しました第7回推進委員会で、令和9年3月に策定を予定している第5次船橋市男女共同参画計画について、事務局で検討し、庁内各課にも意見を聴いた素案をお

示しし、本推進委員の皆様からそれに対するご意見をいただきました。
資料 6 をご覧ください。
委員の皆様からは 16 件のご意見をいただきました。誠にありがとうございました。
この資料は、いただいたご意見に対する事務局の考え方を示したものになります。
委員からのご意見では、2 番の講座やセミナーの参加者増加に関するご意見、3 番 4 番の介護認定者数やひとり親世帯の状況の関する質問やご意見、5 番 6 番 7 番の計画推進の関するご意見、8 番の目指す姿に関するご意見、9 番の性的人権教育に関するご意見、10 番の国際交流に関するご意見、11 番の消防団の女性の参画拡大に関するご意見、12 番の配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関するご意見、13 番の男女共同参画の社会教育・学校教育の場に関するご意見、14 番の計画の基本理念に関するご意見、15 番のワークライフバランスに関するご意見、16 番の現行計画からの変更点記載に関するご意見をいただきました。
この場で一つ一つのご意見に対する事務局の考え方のご説明は、時間の都合上割愛させていただきますが、詳細の中身については、お手数ですが、各自ご確認をお願いいたします。
次に、資料 7 をご覧ください。
委員の皆様の意見も踏まえた第 5 次計画の案になります。前回の会議でお示ししたものからの変更点は先ほどの資料 6 に記載のとおりです。
次に、資料 8 をご覧ください。
事務局で作成しました第 5 次計画素案の概要版です。
手に取りやすいページ数を考慮し、8 ページ構成としております。
1 ページ目は表紙、2 から 3 ページに計画の理念や 4 ページに体系図、5 ページ目以降は課題、方針、方策等をまとめさせていただいたものになります。
次に、資料 9 をご覧ください。
こちらはパブリック・コメントの概要になります。
パブリック・コメントは、本計画策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的として実施します。
意見募集期間は、令和 8 年 12 月 15 日の火曜日から令和 9 年 1 月 14 日の木曜日までです。
募集の趣旨・背景は、令和 9 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「第 5 次船橋市男女共同参画計画（素案）」を作成したので、市民等からの御意見を募集するものです。
資料の閲覧方法は市ホームページで見られるほか、紙媒体で市内公共施設に配架いたします。
意見を提出することができる方は、市内に住所を有する方、市内に通勤または通学されている方、この案に関し利害関係を有する方です。
資料 3 ページ目をご覧ください。意見提出様式は記載の様式となります。
パブリック・コメント実施後、いただいたご意見に対して、市の考えを作成します。
パブリック・コメント結果については、本委員会で報告するとともに、市ホームページで公表する予定です。公表は令和 9 年 2 月中を検討しております。
説明は以上になります。

〈泉会長〉
　ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。
　既に何度か見ていただいて、ここまで作り上げられてきたというところもありますので、改めてっていうのはなかなか難しいかもしれませんけれども、何かお気づきの点があれば。
　よろしいようでしたら議題（2）についての議事は終わりにしたいと思います。
　次に議題（3）男女共同参画に関する条例の検討について前回から引き続きの件になりますけれども、事務局から説明があります。よろしくお願いします。

〈事務局〉
　男女共同参画に関する条例の検討については、本委員会で議論をいただいているところです。
　資料 10 をご覧ください。本日は、これまでの委員の意見や発言要旨等をまとめた資料をご用意させていただきました。引き続き、委員会での議論を深めていただきたいと思います。
　以上、よろしくお願いいたします。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　ただいまご説明あった通り、これまでに会議で意見交換をしてきたと思うんですけれども資料に意見をまとめてもらっています。
　それから第 7 回、前回の開催後にもいただいた意見なども書いてくださっているので、新しい意見としてはその一番右の部分を見ていただければいいのかなと思います。あと、欠席予定だった方について事前にご意見いただいておりますのでそんなところも記載してありますので、今日の今日お配りしたので急に見ていただくとちょっと難しいかもしれないんですけれども、第 7 回開催後の意見などを中心にちょっと見ていただいて、改めてこの条例案についてご意見がある方にはいただきたいと思います。
　もう既に会議としても 3 回目になっておりますので、本日可能であれば本委員会としての意見をまとめたいと思っております。こちらの方でちょっと取りまとめたものがございますけれども最終的にはもう一度本日の皆さんのご意見を踏まえて、後ほど私の私というか取りまとめの意見を述べさせていただこうとは思っております。
　資料の中見ていただいて、あるいはいただかなくてもいいんですけれども、ご自身の意見について説明だとか補足などなどございましたらぜひお願いいたします。
　はい、木下委員お願いいたします。

〈木下委員〉
　ここにある通りなんか、第 5 回ですかね、前々回に一応初めてこの条例のことについてここで意見を集約してほしいという話があって、市の方からは市で条例を制定することについ

て意見を聞きたいというお話だったという認識をしていて、市としての位置づけというか行政の姿勢とか方向性、これを明確にするために意思表示をするという位置づけだというお話があって、加えて市の方から市民アンケートの結果であるとか、あるいは千葉県内の他の市の制定改定状況みたいなものをご案内があったと。

そこでは、近くで言えば市川とか習志野市とか県内の 9 市が制定しているという話があったかなというふうに思っています。市の方から当初お話があったその市民アンケートの結果であったり、その市民アンケートの中にその記載されているコメントみたいなものがほぼほぼ重なるようなお話もあったかなというふうに思っていて、例えば市民アンケートの中でも市の取り組むことでは優先度が低いというアンケート結果が出ていて、ここでもどういう表現したらいいのかわからないですが、現物支給みたいなところがやっぱり優先度が高くて、こういうちょっと霞を食べるような条例みたいなものは優先度が低いみたいなお話は市のアンケート結果でもそういう結果が出ていますし、ここでもご意見があったかなと思っています。

あと逆にその条例がやっぱり効果的だというご意見も過半数を超えていたというご報告があったというふうに認識をしています。加えて議長の方からは、イエスかノーかっていうものをここで求めるものではなくて、意見を言って、この委員会としての意見を集約して、というようなお話もあったというふうに記憶をしています。

僕の認識でいくと、なんていうかな。一番のポイントってやっぱりすごい変化が早い。激しい。そういうもののその妨げになるような条例の制定っていうのは、どうなのかというようなお話があって、それが足かせになる可能性が高いのであれば、制定の意義っていうのは薄いんじゃないかみたいな話が結構あったような気がしています。

逆に私の方は、我々の立場からすると、市側への要望としては、そうならないように、要するに、時代の変化が激しい意識の変化が激しいということを認識した上で、条例を長持ちするよう作ってもらいたい。あるいはそういう状況が出れば、改正ですね。速やかに進めてもらいたいというのを要望として、何かしっかりやってもらうようにお願いをしていくというようなことかなというふうに思っています。

市の方からは千葉県の条例を踏まえて、船橋市の独自性も入れながら制定を考えていると、もし制定するとすれば、そういう方向で考えているというお話もありましたし、そういう方向でもちろんやっていただくということは望ましいと思います。

というようなところで、逆に私としては、そういう時代の変化を捉え時代の変化があっても長く持つような、そういう条例を定めていくということが必要なのかな、っていうのが私の今の意見です。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

今までの皆さんのご意見を取りまとめていただいたような形プラスご意見いただきましてありがとうございます。

一応補足といいますか、市民アンケートの方では、過半数以上の方があった方が良いとい

うふうに回答はしていただいているのですが、コメント欄ですかね、取り組むべき優先順位は低いのではないか、というようなご意見が多数であったということですね。
　私達としてはそういったアンケートですとか、この会議の意見として市の方にどういう意見を出すかっていうところになっていきます。
　今出していただいた論点が大体今まで話しあってきたところかなと思います。
　あとは、今ちょっとお話に出なかったこととしては、この男女共同参画計画がありますのでこれと条例との関係とか、これがあるのでこちらを頑張っていくとかっていう話もあるかもしれませんし、その計画との関係とかですかね。あとは、条例の改正の難しさ、今言っていただきましたね。そういった部分。条例の内容ですとか、千葉県との関係で独自色を出せるのかどうかとか、そのあたりが論点になってくるのだと思います。
　今の木下委員のお話に関してもいいですし、他にもご意見などあればぜひお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。
　順番にお聞きしますね。奥田委員お願いいたします。

〈奥田委員〉
　私は毎回条例を作って欲しい、あった方がいいというふうに言ってきました。それというのも、毎回同じですけれども、市民にどうこうっていうよりも、条例を作ることによって、男女共同参画とかジェンダーとか関わりない部署にいた人たちも条例を意識して施策をしなければならないと思うんですね。条例ができれば。だから条例があった方が私はいいと思います。どのような条例ができるかにもよりますけれども、それを私達ができる、作れるわけではないので、たたき台を作っていただいて、それを判断するということになるかと思うんですけれども、でもあった方がいいと思う。
　国土交通省が今年の 6 月にジェンダー主流化宣言をしたのを知ってすごく心強いなと思って、船橋市もジェンダー主流化宣言をするような市になってほしいなと思いつついます。
　以上です。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。市民ももちろんそうなんですけども、庁内の意識醸成っていうところですかね。
　ありがとうございます。ちょっと順番にお聞きします。
　石野委員、また別のご意見ですかね。後ほどまたまとまったら挙手していただければと思います。
　藤井委員お願いいたします。

〈藤井委員〉
　藤井でございます。
　今奥田委員からのご意見、市の各部署で一見男女平等と関係ない課でも、部署で男女共同参画にのっとった施策をする必要性が出てくると、その意味合いは私も非常に意義は大きく、

その目的は私も一ミリも否定するものではございません。
　ただ少し見方を変えればということになってまいりますが、条例という形でなくとも、いわゆる今後船橋市が策定していく第5次計画ですね。第5次計画そしてさらには、先々将来的には6次7次という計画ができていると思われますが、この中で、計画内に市の中の各部署が男女共同参画の考えを施策に反映することということが、私もちょっと十二分に見ることがなかったんですけれども、市の方にもいろいろ確認しましたところ、この中で事業番号の方はどこでしたかちょっと私も後で確認します。男女共同参画に関する庁内の各周知啓発というのがございまして、それが第5次計画で初めて定められる事業であるというように私も今回いろいろと確認しました。

〈泉会長〉
　すいませんちょっと補足させていただいてもいいですか。もしよろしければ皆さん
おそらくここの辺りかなと思うんですけれども、先ほどの資料7の方針9のあたりですかね今おっしゃっていただいたのは。そうだとすると58ページその辺りかなと思います。もしよろしければ皆さんちょっと見ていただいて。

〈藤井委員〉
　ここですね。はい。59ページ、59ページの方の男女共同参画に関する庁内周知啓発というのを、市民協働課として担当課としてやるということですね。これがもう見込まれております。
　そのため条例とは言わないまでも、これがやはり各部署、どの部署であったとしても、男女共同参画の考え方が盛り込まれるという目的を、奥田委員のおっしゃる目的に近いのかなとも思います。ですからこの事業をきちんと取り組むことによってですね、各所属部署におけるはですね、男女共同参画の考えの反映に繋がるのではないかと私は思うものでございまして、この第5次計画でこの取り組みを実行して、その結果を持ってしても、各課が男女共同参画の視点を取り入れることがないというふうに判断された場合には、改めて条例検討というそういうことで、二段階で検証と検討というのをやるという考えが一つ私としての視点があるということでお伝えをさせていただきました。
　以上になります。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　条例の目的だとか奥田委員がおっしゃる目的が大事であることは前提として、まず計画でやってはどうかっていうようなご意見ですかね。はい。ありがとうございます。
　黒田副会長お願いします。

〈黒田委員〉
　黒田です。

お尋ねしたいんですけど、まずここは1個の答えに1個の意見にまとめたいのか、それともどうなのかっていうことをちょっと確認したくて。ご意見があってまとめるっていうことであれば、総意とかなってしまうと言えなくなったり、ちょっとここどうかなみたいになっちゃうかもしれませんけど、こういう意見もあるって話がいいのかっていうことをちょっと確認したい。

ここは事務局なのか、ここで決めていけるのかわからないんですけど。

〈泉会長〉

そうですね、出し方自体も会議で決めていいとは思うんですが、一応ちょっと私の方で準備というか今までの第6回第7回の会議でいただいた意見などを事務局の方で取りまとめていただいたので、それを盛り込む形で意見というものを作ってみたんですね。

それは賛成です反対ですではなくて、こういう観点でどうでしょうかという皆さんの意見をまとめたつもりなんですね。

それで今日のご意見をお聞きして、少し手直ししたりみたいな形で考えてはいるのですけれども。それを何かもしよろしければ、後ほどたたき台というか、お話して、またご意見いただいて、修正して、みたいな感じでどうかなと思うんですが。

賛成反対っていうだけだと全然なんていうか、せっかく話し合った内容が伝わらないと思うので、一応文章にしてはみたんですけど。

はいありがとうございます。そんな感じで考えています。

〈黒田委員〉

ありがとうございます。

であれば、もう少し自由にこういう意見があるよって形をとっていただけるといいのかなってことを思っていて、私は前回参加できなかったので、皆さんのご意見を読ませていただいたんですけれども、すごくなんか悩ましいなと思うところがいくつかあるんですけど、一つやっぱり観点としてはこの条例の必要度みたいなことに関しては、実際に今こどもがいたりとか、男女共同参画とか、女性としてすごく困っているってことを手助けするという施策と、こういった条例で種類が違うと思っているんですね。

種類が違っているところで、必要性が低いとかっていうと結構難しい聞き方をしているなとも質問自体に思ったりもするんです。あとその50%以上条例があった方がいいっていうのは、低いかどうかっていうことの低さがどう言えるのかってすごく難しくて、半数以上が賛成しているじゃないかという言い方ももちろんあるわけで、そういったところでいうと何か低い高いって話がすごく難しいなと思っているのが一つなんですが。

一つ先ほど木下委員も奥田委員もおっしゃったかもしれませんけど、一つは観点としては、こういったものがあるということが全国的に知られる、千葉県の中で知られることだとかによって、この船橋市がしっかりやっているんだってことが伝わるっていうメリットはあります。

学術的に研究している上でも、どんな市がどんな条例を作っているかっていう研究があっ

たりするわけで、あとそれに加えてどんな施策をされているかっていう研究があったりするんですけども、そういった意味でもあるかないかって一つ大きなところで、それに則って何がなされているかっていうのが一つ大きなポイントになるんです。そういう意味で言うと、インパクトが大きいのが一つです。

で、それに則って先ほど奥田委員がおっしゃったように、それから派生していろいろな何ですかね、各課だとかあるいは市民の動きが出てくるとか、こういうことがあるから広がっていくっていうメリットがあるっていうのが現状だと思っているんです。

もう一つこの今これまで事務局の方も含めて策定されてきています基本計画がずっとあるわけなんですけども、この基本計画がどれだけみんなに認知度があるかって考えたときに、どれくらいですかっていうアンケートも確かあったと思うんですけど、そんな高くなかったと思うんです。そう思ったときに条例があればもっと知ってもらえるかもしれないってことがあるのと、でもそれを合わせて、でもやっぱり自主的に進めていかなきゃならない計画の部分ってあると思うので、見直していかなきゃならないってところではあると思うんです。

ちょっと今どちらでもない意見を言っているところがあるんですけれども、メリットとしてそういったインパクトという意味でも、あのインパクトと言ったらちょっと必要性がという議論からすると少しずれてしまうところあるかもしれませんが、いろんな所へもたらすインパクトが大きいという意味では条例のメリットはすごくあるよっていうことがあります。

ただその一方でというか、研究でいろんな条例とか他のパートナーシップの条例とか見ていますけども、改正改定されたかって言われるとあんまり改正してないんですよ。改正が難しいっていうところの難しさがあるっていうのはあって、労力がすごく大きいっていうのも現状なんです。本当に大きくてだからあまりどこも改正してないんですね。

改正されているところはすごく努力されているなっていつも思うんです。計画も見直して改正するっていうことがあるので、そういうところでいうと、労力もかかるし大きな傘みたいな理念的なものがとても大事っていうところもある一方で、労力が大きくて改正が大変というのもあるっていうのはデメリットとしてあるかなっていうのも思っています。

両方の意見言っちゃったんですけども、基本的には私個人的にはそうですねあった方がインパクトがあると思うし、そこを船橋市が頑張っていると思われるってのはあると思います。

ただそれをさっきの何回も言っているかもしれませんけど、市としてどれぐらい押したいか、市長が強く出すっておっしゃってくれるんであればっていうのもあるので、そこは委員としてはこういった意見が出せるけれどもっていうところかなと思っているところです。

以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。本当に難しいですよね。ここの意見がそのまま条例に反映されてくれるならいいんですけど、どういった内容でできるのかなっていう問題ももちろん次に出てくる。

ありがとうございます。今のご意見踏まえてでもいいですし、先ほど手挙げていただきましたっけ。はいでは高宮委員お願いします。

〈高宮委員〉
　私も前回のとき、条例のことをよくつかんでなかったんですが、ちょっと流れを見ますとね、条例に賛同いたします。私の意見です。

〈泉会長〉
　確かに前回検討中ですっておっしゃっていただいて、その後のお考えとして賛成ですということですね。ありがとうございます。
　石野委員お願いいたします。

〈石野委員〉
　最初は賛成って言っていたんですけど、2回目のときはこの条例5年とかで変えるのもちょっと変えづらいみたいな話がでていて、それだったらちょっとなっていうふうに思って、またさらにみんなの話を聞くと、なんかその、男女共同参画をやっているのをもっと推したいってわかるように条例があったらアピールできるって言っていて、でもなんかその、私この委員会に入るまでこんなのやっているのを知らなくて、なんか放課後ルームの窓のところに、男女共同参画フェスティバルやっていますって貼られていて、こんなところにいたっていうふうな感じで、何かもっとその条例で押すというよりかはもうちょっと別の周知に労力使ってもいいのかなって思って。
　あと、私は元々LGBTとか好きじゃない派だから余計だと思うんですけど、そのSDGsとかも、なんか日本めちゃめちゃ推しているけどその世界だとそんな、最初言っていた国とかもちょっと引いてきていたりとかして、ポツンポツンとしかSDGsをうたっている国とかがなかったりとかして、この計画の基本理念のところに、国際的協調とか書いてあるけど、今はこのSDGsで押してもいいみたいな感じだけど、5年後には何かSDGsもう古くねって言ってもうなんかやめた方がよくないみたいな感じで、男だから女だからっていうのはそれは確かに小学校中学校で、やっぱりそういうちょっとグレーっぽい子がいたら、分け隔てなくっていうのはそれは何か教育的にはやった方がいいとは思うけど、それがやっぱり多目的トイレがそれのせいで増えちゃって、女子トイレに普通に男子が入れるってなっちゃうと、やっぱり女子児童が危険にさらされるとか、逆バージョンもあると思うんですけど、何でもかんでもジェンダーレスをするのはどうかなと思ってしまうので、何か条例とかがなくても周知ができるようにした方がいいのかなって思っちゃいました。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　はい。亀ヶ谷委員お願いいたします。

〈亀ヶ谷委員〉
　以前も言ったと思うんですけど、要するに条例を作るって啓蒙する意味では大きいと思い

ます。
　ただ先ほどから言っているようにこの 5 次計画に沿ってやるのか、それとも条例に基づいて新たな計画を立てるのかというところがね、その条例の意味合いだと思うんですよね。今のお話でいくと、この 5 次計画を進めて推進していくならば、あえて条例がなくてもいいのかなというのがあります。
　ただ先ほど言いましたように、啓蒙の意味では、その条例というのを作っていて、知らしめるという意味からすると、条例がある方がいいのかなというのが率直な感想です。

〈泉会長〉
　そうですね。いろいろ本当にありがとうございます。おそらく会議で一致団結して条例制定賛成ですみたいな話にはならないとは思うんですね。
　ただ、理念だとかその啓蒙的な意義だとかを皆さん認めてらっしゃるところで、メリットデメリットそれから計画を今我々としては作っていくっていうところで、ちょっと条例から離れますけども、認知度だとか、そのひいては効果ですよね、それを上げていきたいっていうような思いもあると。
　どうしますかね。一応ちょっと取りまとめみたいなものを作ってはみているんですけれども、
もう少しこう足した方がいいですかね。今日のご意見聞いて、現状で条例制定をすべきだという全員一致の意見は出せないけれども、今後、引き続き条例制定についての検討していくんであれば、こういうことを検討すべきではないか、あるいは条例に代わってこの部分を頑張っていただきたい、みたいな内容でとりまとめたらいいのかなと思うんですけれども。もう少し私もブラッシュアップしたいんですよね。皆さんもそれを文章で見た方がいいですかね。
　まとめる方向性としてはそんな形でもいいですかね。どうしましょうか。何かぜひご意見あればお願いします。
　はい、お願いいたします。

〈藤井委員〉
　私は条例制定には消極派という立ち位置からのお話になるんですけれども、先ほど副会長がおっしゃられていたことの半ば引用という部分になるんですけれども、それプラス私の今やっている仕事のことで整理して丁寧に言います。
　まず、条例は一度作ると、それの改正というハードルが極めて高いというところがあると、それは私もデメリットの一つということは明確にあると思います。で、私の本業、私社会保険労務士という仕事をしておりますけれども、例えば各クライアントの会社様のですね、それこそ社内規則、スケールが全然小さいものなんですけど、就業規則だったり、労使協定だったり、人事制度だったり、そういうものを変えるということは、議会のような賛成多数とかとかそういう手続きは経ないまでも、経営陣からいろいろとヒアリングをしたり、相当な

労力をかけて、就業規則改定であったり、人事制度改定であったりというものが、規模が大きければ大きいほどあると。それが市単位ともなれば、一度作り上げるところまででも大変である、かつそこから時代が経て、そこから、それこそ先ほど石野委員がおっしゃったようにSDGsというのが、2031年以降は正直な話、もう終わってしまった過去目標になってしまうわけであって、未来予測反省会みたいな話になってしまうわけです。

なので、そのこれから何を目指すかがまず外れてしまうわけですね。ですので、下手にそういう文言を入れることもできないということを考えると、非常に時代によってですね、この先どのような形で多様性とかの言葉が解釈されているかということを考えると、下手に条例という形で、固定化した条文を作ってしまって、改正に時間と手間がかかって変化への対応が難しくなり、それによって第6次計画の策定がマンパワーを割くのが難しいというようなことは、私はあまりよろしくないシナリオっていうように思うところであります。

私の本業の話を交えたような話で大変失礼いたしました。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

はい。条例制定に関するご意見とともに、どうまとめるかというところについても、もしご意見ありましたら、ぜひお願いします。会議としての意見をどう取りまとめるかということですね。

橋本委員お願いいたします。

〈橋本委員〉

皆さんでこうやってお話していてもいろいろな意見があるように、市民の方々に聞いても多分いろいろな意見がある。

男女共同参画っていうのは本当に年代別、それぞれのバックボーンだったりというものでとらえ方だったり、考え方がすごく変わってくるものであるなというところをずっと感じながら、私も活動しているので、条例を制定するにあたっても、すごく本当に理念的なざっくりしたものがただ出来上がるっていうのは、できたときにはいい流れっていうのはできたとしても、その後継続していく中ですごく抽象的すぎて捉えようがないっていうふうになる可能性があるなっていうのをすごく考えていて、この計画の3ページにある計画の性格っていうところに、この男女共同参画計画は本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画ですっていうのがあるように、これをベースにやっていくよっていうところで、皆さんが今これを作ってくださっているっていうところで、さっき石野委員もおっしゃっていましたけれども、この計画をもっと条例制定っていうところ以外のところでも何かみんなで押していこうという機運が高まらない限り、この計画は知られないまま、今のような形で終わってしまうのかなと思うと、条例もすごく一つの案ではありますけど、この計画をみんなでどうプッシュしていくかっていうところに意識というか、みんなの機運を持っていくっていうところがそもそも必要になっていくのかなって思います。

これだけ皆さん労力かけて作られたこの計画を、まず活かせなければ意味がないのかなと

いうふうに思いを持ってしまう部分があるので、条例に関しては、もう少し、例えば本当に言葉だったりとか方向性っていうのを研究していって、検討していくっていうことは大事だと思うので、それを検討していくっていう流れの中で、今すぐではなく、それを見据えてこの計画をどうやっていくかっていう形が一つご提案できるのかなっていうふうに思いました。

以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。黒田委員お願いいたします。

〈黒田委員〉

すいません、方向性の話なんですけれども、計画があるから計画だけでやっていけるかって言われると、鶏が先か卵が先かじゃないですけど、どちらかがこちらで押していけばいいかと言われるとそれだけでもいかなくて、条例があって余計お互いに押し合えるというか補い合えるかという形もあるかもしれないので、条例の形を進めていくという形をしつつでも今、今この現在、現状としては 5 次の計画があるのでこれはこれで進めていくんですけども、条例と計画は多分性格が違うので、条例はそういったある意味啓蒙的なものもあればそういった進めていく理念的なものであってしかるべきだと思うんですけども、そういうところと、実質的な次何をやるかっていう施策の方の計画はこちら計画でやっていくって二本立てなんだと思っているので、そこをなんかどう、その今多分、今すぐに条例に行けるということではないような気はするんですけども、あわせて考えていくっていう。

この計画だけでうまくいっているかって言われたら、認知度今もあまりないですよね。はっきり言ってそんなにない。今までも十分啓発活動されてきていると思うんです。この船橋市自体の男女共同参画委員会をずっとやってこられていると思うんですけども、それでもやっぱりあんまり市民に認知度がないとしたときにっていうところも考えたときに、条例というのは一つインパクトはあるだろうとは思います。

でもそこで条例で何かちょっと難しいなと思っているんですけど、今まで議論の中にもあったところで、条例に効果がそれが何か例えば、罰則がなければうまくいかないんじゃないかみたいなことをいう議論もあったと思うんですけど、でもそういう多分議論ではなくて、条例はそういった理念的なものであって、計画は計画でやっていくこういった具体的な施策と結びついているものとして両方で動かしていくっていう形の方がいい方向性で、今すぐできるわけじゃないですけども、今後こういった形で進めて、先ほど亀ヶ谷委員がおっしゃったように、どちらに基づいていくのかじゃないんですけれども、あわせていくとか次のところで第 6 次とか、第 7 次のあたりでうまくぴったり合致させていくみたいな形もあると思うので、そういったところかなと思っております。あと例えば市長とかがやりたいんだという施策があればそこが中心なってくるかもしれませんし、そういうところもあるかなっていうふうに思いました。

以上です。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
お聞きしていてやっぱり今すぐ条例作りましょう、千葉県も作ったから作りましょうみたいなものはやっぱり違うんじゃないかなというところは、割と共通理解かもしれないですね。
作るにしてもこういった内容検討していくべきではないかとか。やっぱり今すぐの条例制定には必ずしも意見はまとまっていないけれども、こういった意見を参考に、今後も検討してもらいたいというようなところと、あと計画の話を盛り込んでいいのかどうかちょっとよくわかりませんけれども、そんな感じの取りまとめになるんですかね。
副会長にもちょっとお手伝いいただいて、取りまとめるみたいな。というかちょっと簡単な、それをちょっと皆さんにこれも追加して欲しいとか、これはいらないとかそんなご意見いただくっていうのはどうでしょうかね。

〈石野委員〉
私途中から入ったからわかんないんですけど、今第 5 次計画作っているじゃないですか。ゴールの数字は何がある。何まであるんですか。なんかその、次の 6 で終わりだよなのか、5 で完成はないと思うけど、その何かその条例をやりつつ、条例も進めていくよ、それがこっちが 10 ぐらいまであるんだったら、何か同時着みたいななるのかなと思うけど、なんか全然先が、終わりがどれぐらいのものを目指してこの今話しているのかなって思っています。

〈泉会長〉
正確には事務局からご説明いただいた方がいいのかもしれないんですけど、国の方で、その第 5 次計画第 6 次計画みたいな感じでやっていて、おそらくその根拠は法律上あると思うんですけれども、基本的にここまでこれを作ったらおしまいとかっていうのは基本的にないのかなと思います。
事務局の方から正確なところ、もしあればご説明いただきたいんですが。

〈文川委員〉
とりあえずは、令和 13 年度、2031 年までですか。

〈泉会長〉
一応何年ごとっていうのは決まっていますからそこまで。だからそうですね、今の第 4 次の計画を、最後の年は検証みたいなことをして、また次の年の計画に繋げるっていう形なので、令和 7 年までの結果を資料として取りまとめていただいているので、それを踏まえて今度第 5 次の計画はどうしましょうっていうのが今やっているところですね。
だから今年いっぱいぐらいでこの案に、今年というか今年度か、この案について今度の 1 月 14 日までにパブコメいただいてそれを踏まえて計画が策定されて、令和 9 年度からスタートして、またその計画の最後の年は検証してみたいなそんな感じになります。

補足があればぜひお願いします。事務局の方で。

〈事務局〉
事務局でございます。男女共同参画計画については、法律で男女共同参画社会基本法に基づいて策定されるものです。この法律というのがそもそも、この法律の目的に書いてある通り、男女の人権が尊重され社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するという目的になっていまして、それに向けて、国も法律の中でも定められていますけれども、国も計画を立てますし、都道府県においても計画を定めて、市町村においては努力義務にはなっていますけれども、計画を定めることとなっており策定されるもので、いつで終わりというのは特には定めはありません。

〈泉会長〉
ありがとうございます。そのような形で、今、次期計画に向けて頑張っているっていうところですね。
文川委員、お願いいたします。

〈文川委員〉
前回から私すごい違和感持っているんだけど、皆さんの口からその条例を作りましょう上申しましょうっていう言葉が、多々出てくるわけですよ。船橋市の条例って我々が話してできるもんですかね。議会も当然これって審議しなきゃいけないですよね。
だったら、原理原則に立ち返って、千葉県の条例では男女いずれもがお互いの個人として尊重され、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、ともに活躍できる社会っていう原理原則があるわけですよ。これに立ち返って話した方が早いんじゃないですか。
我々が話して条例ってできますか。どこまで突っ込めますかね。

〈泉会長〉
それがまたその意見の多分取りまとめの難しいところで。

〈文川委員〉
だから意見って一応聞いていけば、この今私が読んだ原理原則からだんだんだんだん離れていって絵空事になるんじゃないかと思う。
それだけ難しい問題なんですよね。
この男女のお互い尊重して、でも実際の世の中全然なってないよ。正直な話、現実の社会ですよ。それで今ここの中で、皆さんできたらいいなって条例語って、俺はすごい違和感ありますよ。もうちょっと現実的にこの本当の男女共同参画の基本にかえって話した方が俺はいいんじゃないかなと思います。
これは私の個人での意見ですけどね。以上です。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
まさに今のご指摘のところが取りまとめが難しいっていう多分根本の原因なんだと思うんですけれども、議会でどうなるかわからないっていう、その状態で意見を出さなきゃいけないっていうこの苦しさはあると思うんですけども、とはいえまだできているわけではないので私達の意見を届けるというチャンスなのかなとは思います。
せっかくこうやって何回にもわたって議論してきているので、それを何かその何か出したいなっていう気持ちは、私はあります。なので、長々ずっとこれから続けていくつもりはないんですけれど、ちょっと今日あたりまでの意見を両論併記みたいな感じになるのかなとは思うんですけど、でも作るにしてもここを押さえて欲しいなとかいろいろあると思いますので、そんな大作にはならないと思いますが、またちょっと次回、こんな形でどうでしょうかっていうお話ができればなと思います。
一応条例に関する議題はそんな形でもよろしいでしょうか。
はい。お願いいたします。

〈奥田委員〉
次回、泉会長がまとめたものを文章として見せていただけるっていうことですかね。

〈泉会長〉
副会長と相談して一応そんな形がいいのかなと思っていますが。

〈奥田委員〉
それによってまた意見を出すっていうのもできるんでしょうか。
もちろんここでね、例えば条例を作りましょうって言ったところで、私達が作れるわけじゃなくって、担当課が作ったのをあれこれ言うことになるんだと思うんですけれども。でもその前段階として、そういう文書があれば判断しやすい。議論しやすいかなとは思います。

〈泉会長〉
わかりました。ありがとうございます。
もう一つ今日大きな議題がございますので、一旦議題（3）については終わりとさせていただきます。
次に議題（4）となりますがこちらは非公開のため傍聴者の方はご退出をお願いいたします。

～議題（4）非公開～

〈泉会長〉
本日の議題はこちらで全て終了となります。最後に事務局から連絡事項をお願いいたしま

す。

〈事務局〉
　今後についてです。
　本日の委員会で児童相談所への視察が決まりましたので、11 月 6 日金曜日、9 時 40 分にＪＲ南船橋駅南口出口、階段降りて 1 階付近集合でお願いいたします。日にちが近くなりましたら、リマインドメールを送らせていただきます。
　次に、第 9 回の推進委員会についてご連絡いたします。第 9 回の推進委員会につきましては、令和 9 年 2 月ごろに開催を予定しております。日程が確定しましたら委員の皆様には別途ご連絡させていただきます。内容としては、第 5 次船橋市男女共同参画計画素案に対するパブリック・コメント結果についてを予定しております。
　事務局からの連絡事項は以上です。

〈泉会長〉
　では以上の通り連絡事項がありました。次回も可能な限りご出席をお願いいたします。本日は長時間にわたりお疲れ様でした。